

亀山市告示第28号

亀山市犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市犬猫の避妊等手術費助成金要綱（平成17年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「の額」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、前条の交付対象者に対し予算の範囲内において助成金を交付する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。